（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正）

第六条　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

一　傷病補償年金（第十一条の二第一項に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年法律附則第六十条第一項の表」という。）及び次項の表において「平成二十四年法律附則第六十条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による障害基礎年金（以下この表、次項の表及び第五項の表において「障害基礎年金」という。）	○・七三
二　傷病補償年金（第一条の二第一項に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・八二（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・八一）
三　障害補償年金（第一条の二第一項に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
四　障害補償年金（第一条の二第一項に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・八二（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・八一）
五　遺族補償年金（第一条の二第一項に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下この表において「遺族共済年金」という。）及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）のうち遺族基礎年金（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による遺族基礎年金をいう。）以外のもの及び第三十八条第一項の規定による遺族基礎年金（以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）を除く。）	○・八〇
六　遺族補償年金（第一条の二第一項に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	○・八七

附則第三条第二項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

一　傷病補償年金（第一条の二第一項に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	一　障害厚生年金等	○・八六	
	二　障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金に相当するもの及び平成二十四年一元化法附則第百一条第一項第二号に規定する旧農林法（以下この表及び第五項の表において「旧農林法」という。）による障害共済年金（以下この表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）をいう。）が支給される場合を除く。）	○・八八	
二　傷病補償年金（第一条の二第一項に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	一　障害厚生年金等	○・九一（第一級又は第二級の傷病等級に該当する傷病補償年金にあつては、○・九〇）	
	二　障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・九二（第一級の傷病等級に該当する傷病補償年金にあつては、○・九一）	
三　障害補償年金（第一条の二第一項に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	一　障害厚生年金等	○・八三	
	二　障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八	
四　障害補償年金（第一条の二第一項に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	一　障害厚生年金等	○・八九（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・八八）	
	二　障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・九二（第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・九一）	